

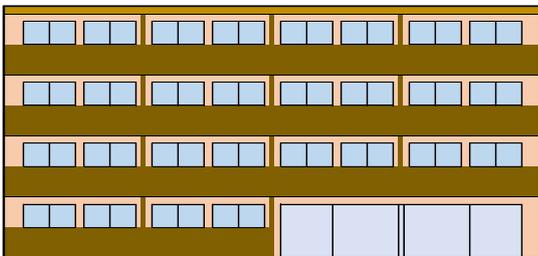
【新築マンションの分譲事業者等】の方へ

「板橋区良質なマンションの管理等の推進に関する条例」を制定しました。

区分所有者となる方が「住んでみたい」「住み続けたい」と感じる良質な住まいの確保、管理の重要性や方法等について早期の普及啓発、管理組合の取り組みへの支援に是非ご協力ください。

条例により次の事項を、お願いしています。

- ①分譲事業者等は板橋区規則で定める【マンション分譲開始届】を区長に提出してください。
- ②分譲事業者等は、購入者及び購入検討者に対し、板橋区規則で定める別表の事項の説明をお願いします。
- ③マンションを購入した区分所有者が、安心して暮らせるように管理組合の理事会・総会等の開催、管理者の設置及び管理規約等の設定に協力していただき、管理組合の設立をご支援ください。
- ④管理組合の設立、管理規約等の設定及び管理者の設置を入居後3か月以内実施できるよう支援をお願いします。



区分所有者にはこの他にも知っておくべきことや、やるべきことがあると考えられます。

良質なマンションを適正に管理するためには分譲事業者等の支援は不可欠と考えます。

届出書

◎分譲事業者等は【マンション分譲開始届】の提出を！

◎管理者等は【マンションの管理状況に関する事項で規則で定めるもの】の提出を！

よろしく申し上げます。

◎分譲事業者等とは？

新築マンションの売主、事業主、販売委託業者その他のマンションの販売を行う者及び管理受託を予定し販売時に協力することを約している管理業者としています。

【問合先】

板橋区都市整備部住宅政策課
分譲マンション担当
電話 03-3579-2730

別表（第3条関係）

1 一般事項

(1) 管理組合の役割
(2) 管理組合の組織
(3) 管理規約等
(4) 管理費
(5) 各種使用料等
(6) 長期修繕計画
(7) 修繕積立金
(8) 管理の方法（自主管理・管理委託）

2 販売するマンションの個別事項

(1) 管理組合の設立
(2) 理事長の選任
(3) 管理規約（原始規約）の内容と設定方法
(4) 入居後の管理に必要となる費用 ア 管理費と主な用途 イ 管理準備金 ウ 修繕積立金 エ 修繕積立基金 オ 各種使用料
(5) 長期修繕計画案
(6) 管理方法
(7) 管理業者（予定）とその会社概要
(8) 板橋区及び近隣住民等と締結したマンション建設に関する協定等のうち、マンション購入者が引き継がなくてはならない事項等